

事務連絡  
2023年3月17日

各支部長 様

県職労本部

### 職員の勤務時間中の禁煙及び県庁舎敷地内全面禁煙について

日頃の取り組みに敬意を表します。

みだしのことについて、当局から下記のとおり実施する旨説明がありました。以下のとおり確認しましたので、お知らせします。

このことで何かありましたら本部まで連絡ください

### 記

#### 1. 概要

職員等の健康保持増進及び受動喫煙防止を図るため、R5年4月1日から勤務時間中(休憩時間を除く)は禁煙とする。これに伴い、R5年4月1日から喫煙場所を段階的に集約することとし、世界禁煙デーに合わせて、R5年5月31日から県庁舎の特定屋外喫煙場所を廃止のうえ、敷地内を全面禁煙(来庁者用含む)とする。

#### 2. やりとり

組合：現状で、受動喫煙防止対策は出来ていると考えるが、何故今回実施するのか。

当局：令和3年度に「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会」が開催され、今後の受動喫煙防止対策のあり方について、検討するよう要請があった。

また、今年度の「職員の給与等に関する報告及び勧告」においても、職員等の健康保持増進及び受動喫煙防止に言及されており、検討を重ねた結果、今回実施することとなった。

組合：社会的動向等を鑑み、一定やむなしと考えるが、実施が性急すぎる。

職員への通知は丁寧にしてもらいたい。また、来庁者への周知は遺漏の無いようにしていただきたい。

当局：わかりました。

組合：4月1日から勤務時間内禁煙とのことだが、5月30日まで昼休みは喫煙場所を利用できるのか。

当局：そのとおり。

組合：5月31日からは昼休み等勤務時間外に敷地外なら喫煙できるならば、敷地外に喫煙場所を設けることは出来ないのか。

当局：検討したが困難である。

組合：通知文に「4月1日から喫煙場所を段階的に集約する」とあるが、具体にはどう進めるのか。

当局：本庁は、複数設置している喫煙場所を段階的に集約する。場所の数が少ない地方の庁舎は、各庁舎での利用状況や箇所数も踏まえて、可能な範囲で集約に努めていく。

組合：4月まであまり時間がない。4月以降しかるべき時期に提示してもらいたい。

これまで、禁煙の問題は、社会情勢に合わせ、労使で知恵を絞ってきた経緯がある。煙場所等について各支部に県民局・県民センターから説明願いたい。

当局：わかりました。

組合：このことで何かあれば、当局が責任を持って対応願いたい。

当局：責任を持って対応する。